

平成 21 年 4 月 23 日

都道府県学校薬剤師会会長

日本学校薬剤師会
会長 田中 俊昭

学校保健法環境衛生基等の一部改正及び
学校給食衛生管理基準の施行等の関係書類送付

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は学校薬剤師活動にご尽力いただきありがとうございます。

早速ですが、この 4 月に改正されました関係法規の書類が文部科学省から届いておりますので送付させていただきます。先日メールでも各県へご連絡させていただきましたが、文部科学省のホームページからも閲覧できますので併せてご利用下さい。

また、ご質問いただいております「解説書」(通称 青本)ですが、

文部科学省発行の『学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生の基準」の理論と実践』(平成 16 年 3 月発行)が、本年度予算で改訂版が出版されると伺っております。そのマニュアル書に基づき「解説書」(通称 青本)を発行する予定で、本会の広報・出版委員会—青本 W で進めております。

現場の先生方には色々ご不便をおかけいたしますが、関連資料等をお送りさせていただいておりますのでご参考にしていただければ幸いです。

なお、定期検査で実施していただいていた「換気回数、黒球温度、落下細菌」が削除されていますが、検査回数、基準数値に変化はありません。従来の「解説本」を今しばらくご活用いただき改訂版の発行をお待ちいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

学校保健法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定するとともに、養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について定める等所要の措置を講ずる。

概要

学校保健法の一部改正(学校保健・学校安全)

- 法律の題名を「学校保健安全法」に改称
- 国・地方公共団体の責務(財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等)を明記
- 学校の設置者の責務(学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等)を明記

【学校保健】

- 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

【学校安全】

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

学校給食法の一部改正(食育・学校給食)

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実
 - ・食育の観点から学校給食の目標を改定
(食に関する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解、食を通じた生命、自然を尊重する態度の涵養 等)
 - ・栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進
(食に関する指導の全体計画の策定、地場産物の活用)
- 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化

施行期日

平成21年4月1日